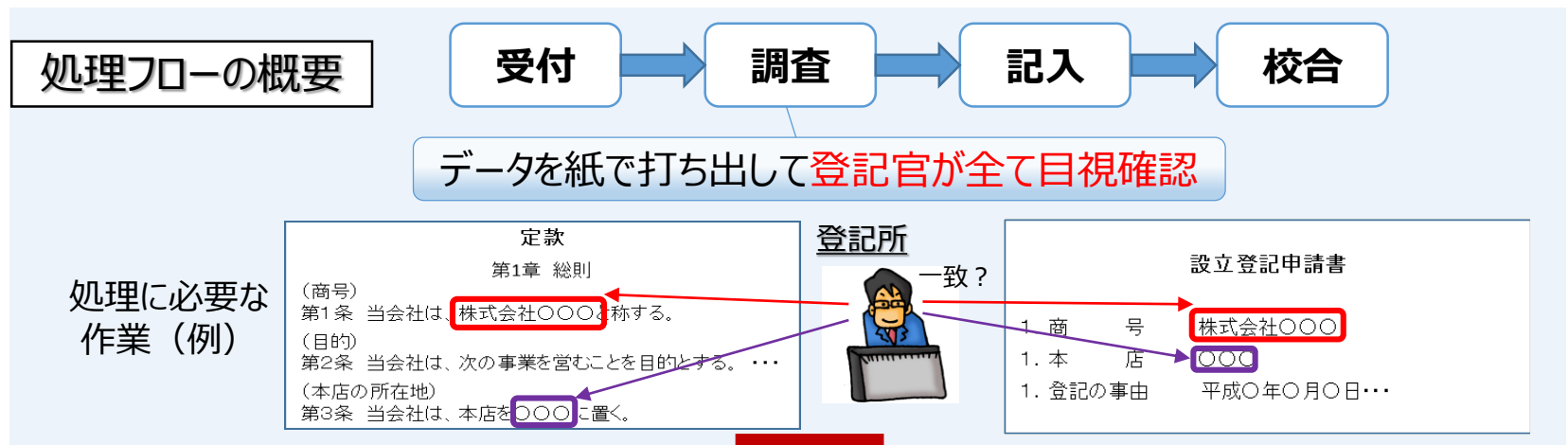


3. 登記時の手続き① (登記申請の処理時間)

平成29年10月
内閣官房
日本経済再生総合事務局

登記申請の処理の現状・処理時間短縮化に向けて

- 現在登記所では、申請受付後、調査・記入・校合というフローで処理が行われている。
- 特に調査過程では、オンライン申請であっても、紙で印刷し、定款の記載内容の審査や、登記事項と添付書類の記載内容に齟齬が無いかどうかの突合等が全て、登記官による紙ベースの目視確認で行われている。紙申請の場合は、その上で記入過程で登記情報の手入力が行われている。
- 現状、特に補正が無い場合でも地方で2-6日、東京で2-8日を要している（※）。特に、4月や7月の東京では登記申請が多く、手続完了までに更に時間を要する。（※設立登記以外の役員変更登記などを含む法人登記全体の処理日数。）



モデル定款を採用した申請の場合、以下の効果が考えられる。

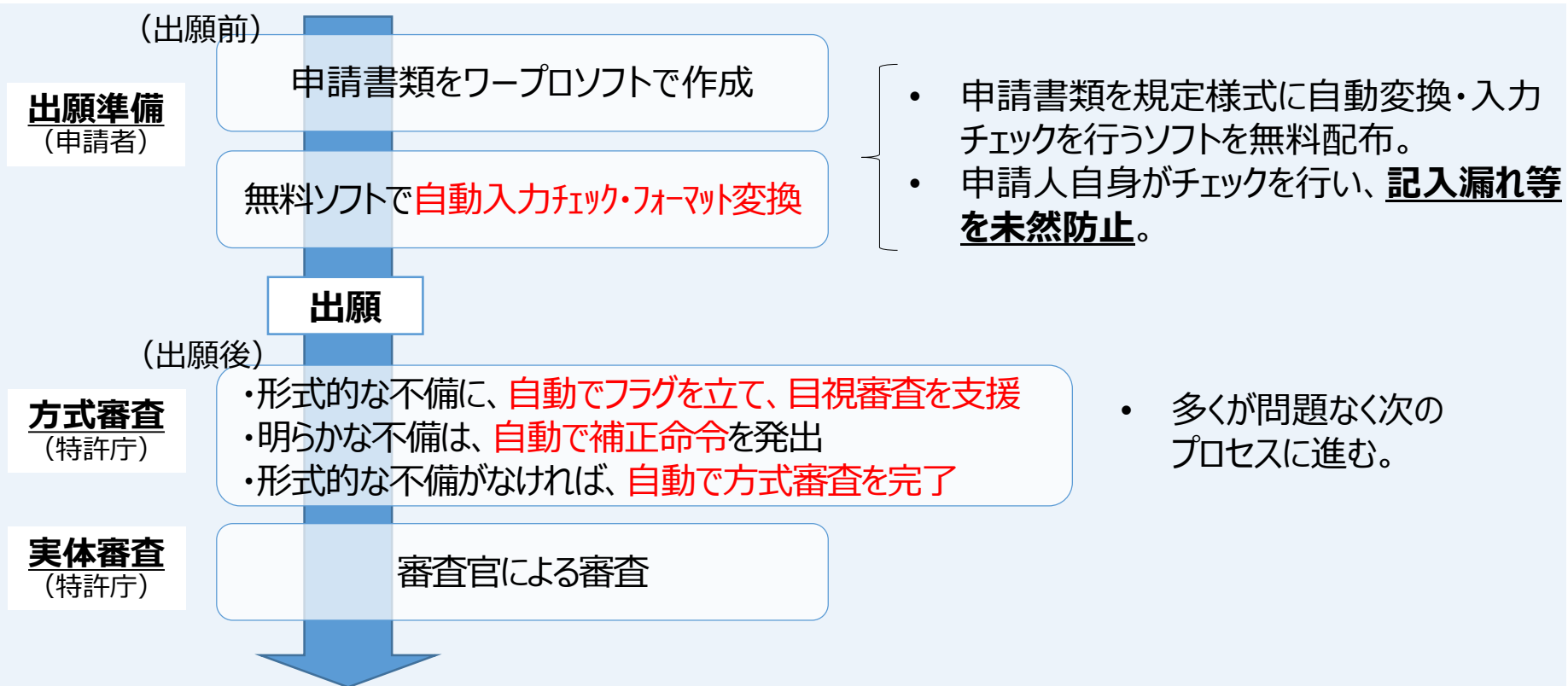
- **適法性が担保**されている蓋然性が高い上に、定型化により**審査が容易**に。
- 定型化により**機械判読可能な形式**とするのが容易になり、**突合作業を自動化**することも可能になると考えられる。

審査の質を確保しつつ、
迅速化できる

処理自動化の事例

- 我が国の特許出願の審査においては、申請書類を機械判読可能な形式とすることで、方式審査（形式確認）をできるだけ自動化している。
- これにより業務を効率化し、担当者が形式確認にかけなければならないコストを最小化している。

<特許庁電子出願システム>



申請書類を**機械判読可能な形式**にし、できるだけ**自動化**することで**形式確認のコストを最小化**

申請の処理時間の短縮化に向けて (3) 諸外国の事例

- Doing Businessで上位に位置する諸外国では、オンライン申請であれば1日以内に審査が完了するところもあり、我が国を比べると処理時間の差は歴然。

<各国の事例>



イギリス：オンライン申請（モデル定款の使用が条件）の場合、**申請後24時間以内**に審査が完了（書面申請の場合は審査完了までに約8-10日間必要）。



フランス：オンラインの場合、**申請後24時間以内**で審査が完了（商事裁判所から登記簿謄本抄本が送付される）。



カナダ：「one-day service standard」というシステムに基づき、オンライン申請であれば、**申請後1日**で審査が完了。



日本：書面・オンラインに関わらず、**1~2週間**で審査が完了。

⇒H33年度までに**3日以内**に短縮することを目標

(参考) 「商業・法人登記制度に関する外国法制等の調査研究業務報告書」、JETRO調査、「行政手続コスト」削減のための基本計画 等

参考 (第1回検討会ご意見)

- 「エストニア前大統領の来日の際、エストニアでは法人設立登記が18分で済むという話があった。イタリアでは18か月とも言っていたが、こういうことも参考にしながら日本はナンバーワンを目指してほしい。」
- 「3日に短縮する計画には感謝するが、桁が違う。エストニアの18分とは言わないものの、もう少し何とかしてほしい。」

申請の処理時間の短縮化に向けて まとめ

- 法人設立に関する行政手続負担を軽減し、起業促進とその後の生存率を高める観点から、以下の見直しを検討してはどうか。

● 処理フローに関し、オンラインにより、モデル定款に則って行われた会社設立の登記申請については、申請受付後24時間以内に審査を完了する。

- このために、モデル定款を前提に、調査・記入・校合で行う具体的な作業内容を明らかにした上で、その作業時間を可能な限り短縮する方策を検討し、必要な措置を講じる。

● 添付書面情報（定款含む）に関し、校合過程を申請受付後1時間で行い、審査を完了することとする。

- このために、①申請者が事前に形式チェックを行えるようにするとともに、②申請者が登記所に機械判読可能な形で申請情報を提出できるよう、システム開発を含めて環境を整備する。
- これにより現在目視による調査過程、手入力による記入過程を全て自動化する